

愛知県都市職員共済組合職員の定数に関する規則

○ 愛知県都市職員共済組合職員の定数に関する規則

(平成10年3月31日)
(平成10年規則第5号)

改正 平成21年11月4日規則第11号
令和3年2月25日規則第1号
令和6年6月27日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第1号）第31条第1項に規定する事務局の職員の定数について定めるものとする。

(平21規則11、令3規則1・一部改正)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局の職員 35人
- (2) 削除

2 休職中の職員及び他の団体に派遣されている職員は、前項に規定する定数に含まないものとする。

(平21規則11、令3規則1、令6規則3・一部改正)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月4日規則第11号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月25日規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月27日規則第3号)

この規則は、令和6年7月1日から施行する。